糸女覚え書

芥川龍之介

秀林院様（細川越中守忠興の夫人、秀林院殿華屋宗玉大姉はその法諡なり）のお果てなされ候次第のこと。

一、石田治部少の乱の年、即ち慶長五年七月十日、わたくし父魚屋清左衛門、大阪玉造のお屋敷へ参り、「かなりや」十羽、秀林院様へ献上仕り候。秀林院様はよろづ南蛮渡りをお好み遊ばされ候間、おん悦び斜めならず、わたくしも面目を施し候。尤も御所持の御什器のうちには贋物も数かず有之、この「かなりや」ほど確かなる品は一つも御所持御座なく候。その節父の申し候は、涼風の立ち次第秀林院様へお暇を願ひ、

嫁入り致させ候べしとのことに御座候。わたくしももはや三年あまり、御奉公致し居り候へども、秀林院様は少しもお優しきところ無之、賢女ぶらるることを第一となされ候へば、お側に居り候ても、浮きたる話などは相成らず、兎角気のつまるばかりに候間、父の言葉を聞きし時は天へも昇る心地致し候。この日も秀林院様の仰せられ候は、日本国の女の智慧浅きは横文字の本を読まぬゆゑのよし、来世は必ず南蛮国の大名へお輿入れなさるべしと存じ上げ候。

二、十一日、澄見と申す比丘尼、秀林院様へお目通り致し候。この比丘尼は唯今城内へも取り入り、中々

きけ者のよしに候へども、以前は京の糸屋の後家にて、夫を六人も取り換へたるいたづら女とのことに御座候。わたくしは澄見の顔さへ見れば、虫唾（むしづ）の走るほど厭になり候へども、秀林院様はさのみお嫌ひも遊ばされず、時には彼是（かれこれ）小半日もお話相手になさること有之、その度にわたくしども奥女中はいづれも難渋（なんじふ）仕り候。これはまつたく秀林院様のお世辞を好まるる為に御座候。たとへば澄見は秀林院様に、「いつもお美しいことでおりやる。一定（いちぢやう）どこの殿御の目にも二十（はたち）あまりに見えようず」などと、まことしやかに御器量を褒（ほ）め上げ候。なれども秀林院様の御器量はさのみ御美麗と申す

ほどにても無之、殊におん鼻はちと高すぎ、雀斑（そばかす）も少々お有りなされ候。のみならずお年は三十八ゆゑ、如何に夜目遠目とは申せ、二十あまりにはお見えなさらず候。

三、澄見のこの日参り候は、内々治部少かたより頼まれ候よしにて、秀林院様のおん住居（すまひ）を城内へおん移し遊ばされ候やう、お勧め申す為に御座候。秀林院様は御勘考の上、御返事なされ候べしと、澄見には御意（ぎよい）なされ候へども、中々しかとせる御決心もつきかね候やうに見上げ候。然れば澄見の下がり候後は「まりや」様の画像の前に、凡（およ）そ一刻に一度づつは「おらつしよ」

と申すおん祈りを一心にお捧げ遊ばされ候。何も序（ついで）ゆゑ申し上げ候へども、秀林院様の「おらつしよ」は日本国の言葉にては無之、羅甸（ラテン）とやら申す南蛮国の言葉のよし、わたくしどもの耳には唯「のす、のす」と聞え候間、その可笑（をか）しさをこらふること、一かたならぬ苦しみに御座候。

　四、十二日は別に変りたることも無之、唯朝より秀林院様の御機嫌、よろしからざるやうに見上候。総じて御機嫌のよろしからざる時にはわたくしどもへはもとより、与一郎様（忠興の子、忠隆（ただたか））の奥様へもお小言やらお厭味やら仰せられ候間、誰もみな滅多にお側

へは近づかぬことと致し居り候。けふも亦与一郎様の奥様へはお化粧のあまり濃すぎぬやう、「えそぽ物語」とやらの中の孔雀(くじやく)の話をお引き合ひに出され、長ながと御談義有之候よし、みなみなお気の毒に存じ上げ候。この奥様はお隣屋敷浮田中納言様の奥様の妹御に当らせられ、御利発とは少々申し兼ね候へども、御器量は如何(いか)なる名作の雛(ひな)にも劣らぬほどに御座候。

五、十三日、小笠原少斎(せうさい)（秀清）河北石見(いはみ)（一成）の両人、お台所まで参られ候。細川家にては男はもとより、子供にても奥へ参ることはかなはざる御家法に候間、表の役人はお台所へ参られ、何ごとによらずわ

たくしどもに奥への取次を頼まるること、久しきならはしと相成り居り候。これはみな三斎様（忠興）秀林院様、お二かたのおん焼餅より起りしことにて、黒田家の森太兵衛などにも、さてこそ不自由なる御家法も候ものかなと笑はれしよしに御座候。なれども亦裏には裏と申すことも有之、さほど不自由は致し居らず候。

六、少斎石見の両人、霜と申す女房を召し出され、こまごまと申され候は、この度急に治部少より、東へお立ちなされ候大名衆の人質をとられ候よし、専ら風聞仕り候へども、如何仕るべく候や、秀林院様のお思召しのほども承りたしとのことに有之候。その節、

霜のわたくしに申し候は、「お留守居役の衆も手ぬるいことでおりやる。そのやうなことは澄見からをとつひの内に言上されたものを。やれやれお取次御苦労な」とのことに御座候。尤もこれは珍しきことにても無之、いつも世上の噂などはお留守居役の耳よりも、わたくしどもの耳へ先に入り候、少斎は唯律義なる老人、石見は武道一偏のわやく人（にん）に候間、さもあるべき儀とは存じ候へども、兎角たび重なり候へば、わたくしどもを始め奥のものは「世上に隠れない」と申す代りに「お留守居役さへ知つておりやる」と申すことに相成り居り候。

七、霜は即ちその旨(むね)を秀林院様へ申し上げ候ところ、秀林院様の御意なされ候は、治部少と三斎様とは兼ねがねおん仲悪(あ)しく候まま、定めし人質のとりはじめにはこの方へ参るならん、万一さもなき節は他家の並(なみ)もあるべきか、もし又一番に申し来り候はば、御返答如何(いかが)遊ばされ候べきや。少斎石見の両人、分別致し候やうにとのことに御座候。少斎石見の両人も分別致しかね候へばこそ、御意をも伺ひし次第に候へば、秀林院様のおん言葉は見当違ひには御座候へども霜も御主人の御威光には勝たれず、その通り両人へ申し渡し候。霜のお台所へ下がり候後、秀林院様は又また「まりや」

様の画像の前に「のす、のす」をお唱へ遊ばされ、梅と申す新参の女房、思はず笑ひ出し候へば、以ての外のことなりとさんざん御折檻を蒙り候。

八、少斎石見の両人は秀林院様の御意を伺ひ、いづれも当惑仕り候へども、やがて霜に申され候は、治部少かたより右の次第を申し来り候とも、与一郎様与五郎様（忠興の子、興秋）のお二かたは東へお立ちなされたり、内記様（同上、忠利）も亦唯今は江戸人質に御座候間、人質に出で候はん人、当お屋敷には一人も無之候へば、所詮は出し申すことなるまじくと返答仕るべし、なほ又是非ともと申し候はば、田辺の城（舞

鶴）へ申し遣はし、幽斎様（忠興の父、藤孝）より御指図を仰ぎ候まま、それ迄待ち候へと挨拶仕るべし、この儀は如何候べきと申され候。秀林院様の仰せには分別致し候やうにと申し渡され候へども、少斎石見両人の言葉に毛すぢほどの分別も有之候や。まづ老功の侍とは申さず、人並みの分別ある侍ならば、たとひ田辺の城へなりとも秀林院様をお落し申し、その次には又わたくしどもにも思ひ思ひに姿を隠させ、最後に両人のお留守居役だけ覚悟仕るべき場合に御座候。然るに人質に出で候はん人、一人も無之候へば、出し申すこととなるまじくなどとは一も二もなき喧嘩腰にて、

側杖（そばづゑ）を打たるるわたくしどもこそ迷惑千万に存じ候。
九、霜は又右の次第を秀林院様へ申し上げ候ところ、秀林院様は御返事も遊ばされず、唯お口のうちに「のす、のす」とのみお唱へなされ居り候へども、漸（やうや）くさりげなきおん気色（けしき）に直られ、一段然（しか）るべしと御意なされ候。如何（いか）さままだお留守居役よりお落し奉らんとも申されぬうちに、落せと仰せられ候訣（わけ）には参り兼ね候儀ゆゑ、さだめし御心中には少斎石見の無分別なる申し条をお恨み遊ばされしことと存じ上げ候。且（かつ）は御機嫌もこの時より引きつづき甚だよろしからず、ことごとにわたくしどもをお叱りなされ、又お叱りなさるる

度に「えそぽ物語」とやらをお読み聞かせ下され、誰はこの蛙（かはづ）、彼はこの狼などと仰せられ候間、みなみな人質に参るよりも難渋なる思ひを致し候。殊にわたくしは蝸牛（かたつむり）にも、鴉（からす）にも、豚にも、亀の子にも、棕梠（しゅろ）にも、犬にも、蝮（まむし）にも、野牛にも、病人にも似かよひ候よし、くやしきお小言を蒙り候こと、末代迄も忘れ難く候。

十、十四日には又澄見（ちょうこん）参り、人質の儀を申し出（いだ）し候。秀林院様御意なされ候は、三斎様のお許し無之（これなき）うちは、如何やうのこと候とも、人質に出で候儀には同心仕（つかまつ）るまじくと仰せられ候。然れば澄見申し候は、成程三

斎様の御意見を重んぜられ候こと、尤(もつと)も賢女には候べし。なれどもこれは細川家のおん大事につき、たとひ城内へはお出なされずとも、お隣屋敷浮田中納言様迄入らせらるべきか。浮田中納言様の奥様は与一郎様と御姉妹の間がらゆゑ、その分のことは三斎様にもよもやおん咎(とが)めなされまじく、左様遊ばされ候へとのことに御座候。澄見はわたくし大嫌ひの狸婆(たぬきばばあ)には候へども、澄見の申し候ことは一理ありと存じ候。お隣屋敷浮田中納言様へお移り遊ばされ候はば、第一に世間の名聞(みやうもん)もよろしく、第二にわたくしどもの命も無事にて、この上の妙案は有之(これある)まじく候。

十一、然るに秀林院様御意なされ候は、如何にも浮田中納言殿は御一門のうちには候へども、これも治部少と一味のよし、兼ねがね承り及び候間、それ迄参り候ても人質は人質に候まま、同心致し難くと仰せられ候。澄見はなほも押し返し、いろいろ口説き立て候へども、一向に御承引遊ばされず、遂に澄見の妙案も水の泡と消え果て申し候。その節も亦秀林院様は孔子とやら、「えそぽ」とやら、橘姫とやら、「きりすと」とやら、和漢はもとより南蛮国の物語さへも仰せ聞かされ、さすがの澄見も御能弁にはしみじみ恐れ入りしやうに見うけ候。

十二、この日の大凶時、霜は御庭前の松の梢へ金色の十字架の天下るさまを夢のやうに眺め候よし、如何なる凶事の前兆にやと悲しげにわたくしへ話し申し候。尤も霜は近眼の上、日頃みなみなになぶらるる臆病者に御座候間、明星を十字架とも見違へ候や、覚束なき限りと存じ候。

十三、十五日にも亦澄見参り、きのふと同じことを申し上げ候。秀林院様御意なされ候は、たとひ何度申され候とも、覚悟は変るまじ、と仰せられ候。然れば澄見も立腹致し候や、御前を退き候みぎり、「御心痛のほどもさぞかしでおぢやらう。どうやらお顔も四十あ

まりに見ゆる」と申し候。秀林院様にも一かたならず御立腹遊ばされ、以後は澄見に目通り無用と達し候へと仰せられ候。なほ又この日も一刻置きに「おらつしよ」をお唱へ遊ばされ候へども、内証にてのお掛合ひも愈(いよいよ)手切(てぎれ)と相成り候間、みなみな安き心もなく、梅さへ笑はずに控へ居り候。

十四、この日は又河北石見、稲富伊賀（祐直(すけなほ)）と口論致され候よし、伊賀は砲術の上手につき、他家にも弟子の衆少からず、何かと評判よろしく候まま、少斎石見などは嫉(ねた)きことに思はれ、兎角口論も致され勝ちとのことに御座候。

十五、この日の夜半、霜は夢に打手(うつて)のかかるを見、肝(きも)を冷やし候よし、大声に何か呼ばはりながら、お廊下を四五間走りまはり候。

十六、十六日巳(み)の刻頃、少斎石見の両人、再び霜に申され候は、唯今治部少かたより表向きの使参り、是非とも秀林院様をおん渡し候へ、もしおん渡し候はずば、押し掛けて取り候はんと申し候間、さりとは我儘(わがまま)なる申し条も候ものかな、この上は我等腹を切り候とも、おん渡し仕るまじくと申し遣はし候。然れば秀林院様にも御覚悟遊ばされたくとのことに有之候。その節、生憎(あいにく)少斎は抜け歯を煩(わづら)はれ居り候まま、石見に口

上を頼まれ候よし、又石見は立腹の余り、霜をも打ち果すかと見えられ候よし、いづれも霜の物語に御座候。

十七、秀林院様は霜より仔細（しさい）を聞こし召され、直ちに与一郎様の奥様とお内談に相成り候。後に承り候へば、与一郎様の奥様にも御生害（ごしやうがい）をお勧めに相成り候よし、何ともお傷（いたは）しく存じ上げ候。総じてこの度の大変はやむを得ぬ仕儀とは申しながら、第一にはお留守居役の無分別よりことを破り、第二には又秀林院様御自身のお気性より御最期を早められ候も同然の儀に御座候。然るに与一郎様の奥様にも御生害をお勧め遊ばされ候上は、わたくしどもにさへお伴を仕るやう、御

意なされ候やも計り難く、愈迷惑に存じ居り候とところ、みなみな御前へ召され候間、如何なる仰せを蒙ることかと一かたならず案じ申し候。

十八、やがて御前へ参り候へば、秀林院様御意なされ候は、愈「はらいそ」と申す極楽へ参り候はん時節も近づき、一段悦ばしく候と仰せられ候。なれどもおん顔の色は青ざめお声もやや震へ居られ候間、もとよりこれはおん偽と存じ上げ候。秀林院様又御意なされ候は、唯黄泉路の障りとなるはその方どもの未来なり、その方どもは心得悪しく、切支丹の御宗門にも帰依し奉らず候まま、未来は「いんへるの」と申す地

獄に堕(お)ち、悪魔の餌食とも成り果て候べし。就いては今日より心を改め、天主のおん教へを守らせ候へ。もし又さもなく候はば、みなみな生害の伴(とも)を仕り、われらと共に穢土(ゑど)を去り候へ。その節はわれらより「あるかんじよ」（大天使）へ頼み、「あるかんじよ」より又おん主(あるじ)「えす・きりすと」へ頼み奉り、一同に「はらいそ」の荘厳(しやうごん)を拝し候べしと仰せられ候。然ればわたくしどもは感涙に咽(むせ)び、みなみな即座に切支丹の御宗門に帰依し奉る旨、同音に申し上げ候間、秀林院様には御機嫌よろしく、これにて黄泉路の障りも無之、安堵(あんど)いたし候まま、伴は無用と御意なされ候。

十九、なほ又秀林院様は三斎様与一郎様へお書置きをなされ、二通とも霜へお渡し遊ばされ候。その後京の「ぐれごり屋」と申す伴天連（ばてれん）へも何やら横文字のお書置きをなされ、これはわたくしへお渡し遊ばされ候、この横文字のお書置きは五六行には候へども、秀林院様のお書き遊ばされ候には一刻あまりもおかかりなされ候。これも序（ついで）ゆゑ申し上げ候へども、このお書置きを「ぐれごり屋」へ渡し候節、日本人の「いるまん」（役僧）一人、厳かに申し候は、総じて自害は切支丹宗門の禁ずるところに御座候間、秀林院様も「はらいそ」へはお昇り遊ばさるることかなふまじく候、但し「み

さ」と申す祈禱を奉られ候はば、その功徳広大にして、悪趣を免れさせ候べし。もし「みさ」を修せられ候はんには、銀一枚賜り候へとのことに御座候。

二十、打手のかかり候は亥の刻頃と存じ候。お屋敷の表は河北石見預り、裏の御門は稲富伊賀預り、奥は小笠原少斎預りと定まり居り候。敵寄すると承り候へば、秀林院様は梅を遣はされ、与一郎様の奥様をお召し遊ばされ候へども、はやいづこへお落ちなされ候や、お部屋は藻ぬけのからと相成り居り候よし、わたくしどもみなみなおん悦び申し上げ候。なれども秀林院様にはおん憤り少からず、わたくしどもに御意なされ候

は、生まれては山崎の合戦に太閤（たいかふ）殿下と天下を争はれし惟任（これたふ）将軍光秀を父とたのみ、死しては「はらいそ」におはします「まりや」様を母とたのまんわれらに、末期（まつご）の恥辱を与へ候こと、かへすがへすも奇怪なる平大名の娘と仰せられ候。その節のおんありさまのはしたなさ、今も目に見ゆる心地致し候。

二十一、程なく小笠原少斎、紺糸の具足（ぐそく）に小薙刀（こなぎなた）を提（ひっさ）げ、お次迄御介錯（ごかいしやく）に参られ候。未だ抜け歯の痛み甚しく候よし、左の頰先腫（は）れ上られ、武者ぶりも聊（いささか）はかなげに見うけ候。少斎申され候は、お居間の敷居を越え候はんも恐れ多く候間、敷居越しに御介錯仕り、

追ひ腹切らんとのことに御座候。御先途見とどけの役は霜とわたくしとに定まり居り候へば、この頃にはみなみないづこへか落ち失せ、わたくしどもばかり残り居り候。秀林院様は少斎を御覧(ごらう)ぜられ、介錯大儀と仰せられ候。細川家へお輿入(こしい)れ遊ばされ候以来、御夫婦御親子(ごしんし)のかたがたは格別に候へども、男の顔を御覧遊ばされ候は今日この少斎をはじめと致され候よし、後に霜より承り及び候。少斎はお次に両手をつかれ、御最期の時参り候と申し上げ候。尤も片頰腫れ上られ居り候へば、言舌(ごんぜつ)も甚ださだかならず、秀林院様にも御当惑遊ばされ、大声に申候へと御意なされ候。

二十二、その時誰やら若き衆一人、萌葱糸の具足に大太刀を提げ、お次へ駈けつけ候や否や、稲富伊賀逆心仕り敵は裏門よりなだれ入り候間、速に御覚悟なされたくと申され候。秀林院様は右のおん手にお髪をきりきりと巻き上げられ、御覚悟の体に見上げ候へども、若き衆の姿を御覧遊ばされ、羞しと思召され候や、忽ちおん顔を耳の根迄赤あかとお染め遊ばされ候。わたくし一生にこの時ほど、秀林院様の御器量をお美しく存じ上げ候こと、一度も覚え申さず候。

二十三、わたくしどもの御門を出で候節はもはやお屋敷に火の手あがり、御門の外にも人々大勢、火の光

の中に集まり居り候。尤もこれは敵にては無之（これなく）、火事を見に集まりたる人々のよし、又敵は伊賀を引きつれ、御最期以前に引きあげ候よし、いづれも後に承り申し候。まづは秀林院様お果てなされ候次第のこと、あらあら申し上げたる通りに御座候。

（大正十二年十二月）

底本：「現代日本文学大系43芥川龍之介集」筑摩書房
１９６８（昭和43）年８月25日初版第１刷発行
入力：j.utiyama
校正：かとうかおり
１９９９年１月16日公開
２００４年２月17日修正
青空文庫作成ファイル：
このファイルは、インターネットの図書館、青空文庫（http://www.aozora.gr.jp/）で作られました。入力、校正、制作にあたったのは、ボランティアの皆さんです。